

インフルエンザから身を守ろう

インフルエンザは、高熱や頭痛、関節痛などの全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し重症化することが多いので、高齢者や乳幼児などは特に注意が必要です。

こまめな手洗い・うがい、咳エチケットで感染を防ぎ、十分な睡眠とバランスの良い食事で免疫力を高めることが大切です。

●予防接種費用の一部を助成

予防接種は、発症する可能性を低減させ、発症した場合には重症化を防ぐことに有効であると言われていています。流行する前に、予防接種を受けましょう。

○助成対象接種期間

10月15日(火)から令和2年1月31日(金)まで

○対象者と助成額など

下表の通り

○予防票の申請と交付

① 満65歳以上の人には、市から予防票を送付(接種期間内に65歳になる人には誕生月の月末頃に送付)します。

② それ以外の対象者は、10月15日以降に次の窓口で予防票を申請して受け取ってください。

○申請窓口

健康福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所

○予防接種を受ける前に

医療機関に予約してください。委託医療機関は、予防票に記載しています。

入院や入所などにより市外で接種する場合は、事前に手続きが必要です。健康福祉課健康推進係まで相談してください。

表 令和元年度インフルエンザ予防接種の対象者別助成額など

対 象 者	回数 (上限)	助成額 (1回につき)	申請に必要なもの
満1歳以上の幼児 (生年月日:H25.4.1~30.12.31)	2回	2,500円	母子健康手帳
小学生	2回	1,000円	
中学生	1回	1,000円	
満60~64歳で次のいずれかの人 ・心臓、呼吸器、腎臓に障害(身体障害者手帳1種1級程度)がある ・ヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下をきたしている	1回	2,200円	身体障害者手帳
満65歳以上の人	1回	2,200円	※予防票は送付

福祉 NETWORK

子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

里親ってどんな制度?

◆里親とは

親の事故や病気などの事情により家庭で生活できない子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する人のことです。

児童福祉法に基づいて県が願うもので、希望する人は定められた研修を受講し、県福祉総合相談センターと市の職員が家庭訪問をして認定します。

◆里親の現状

国では、これまで施設で養育してきた子どもたちを、より家庭的な環境の中で養育させたいという方針ですが、現在の里親に登録している世帯数では対応が困難であるとされています。県内においても平成31年4月1日現在で190世帯(当市では2世帯)しか登録されていないため、より多くの里親の養成が急務となっています。

◆里親の種類

種 類	内 容
養育里親	さまざま事情により家庭で暮らせない子どもを、一定期間、自分の家庭で養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
養子縁組を希望する里親	養子縁組によって、子どもの里親となることを希望する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

◆養育費用の支給

里親になり子どもを養育している人に、子どもの養育費(生活費など)が支給されます。このほか、養育里親と専門里親には、手当が支給されます。

◆問い合わせ先

地域福祉課児童福祉係または県福祉総合相談センター(☎019-629-9608)

県福祉総合相談センターでは「里親出前講座」を開いています。参加者が少数でも出向きますので、興味がある人は問い合わせてください。